



平成23年12月20日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成23年(ワ)第1875号 未公開株勧誘行為等差止請求事件

口頭弁論終結日 平成23年11月1日

判 決

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

原 告	特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
同 代 表 者 理 事	高 築 英 弘
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	内 村 和 朝
同	加 藤 進 一 郎
同	若 宮 隆 幸
同	長 野 浩 三
同	増 田 朋 記

東京都中央区日本橋本町3丁目3番6号

被 告	J・C・I 投資事業有限責任組合
同 代 表 者 無 限 責 任 組 合 員	岩 田 歲 春

主 文

- 1 被告は、消費者に対し、未公開株式（金融商品取引所に上場されていない株式であって、店頭売買有価証券又は取扱有価証券のいずれにも該当しない株式をいう。以下同じ）の購入を勧誘するに際し、株式の客観的な価値と著しく異なる価額を告げてはならない。
- 2 被告は、消費者に対し、未公開株式の購入を勧誘するに際し、被告が内閣総理大臣の登録（金融商品取引法29条）を受けておらず金融商品取引業を行うことが法律上禁止されている者であることを告げずに勧誘をしてはならない。
- 3 被告は、消費者に対し、株式の購入を勧誘するに際し、株式公開の具体的予定がないのに、株式公開される予定である旨を告げてはならない。

- 4 被告は、消費者に対し、株式の購入を勧誘するに際し、株式公開の具体的予定がないのに、株式公開される予定である旨を消費者に送付する文書及びパンフレットに記載してはならない。
- 5 被告は、消費者に対し、株式の購入を勧誘するに際し、株価が確実に上昇する旨を告げてはならない。
- 6 被告は、消費者に対し、株式の購入を勧誘するに際し、株価が確実に上昇する旨を消費者に送付する文書及びパンフレットに記載してはならない。
- 7 被告は、第三者をして、消費者に対して、株式公開の具体的予定がないのに、株式公開される予定である旨を告げさせてはならない。
- 8 被告は、第三者をして、消費者に対して、株価が確実に上昇する旨を告げさせてはならない。
- 9 被告は、第三者をして、消費者に対して、株式を購入できる者が限定されていないのに、株式を購入できる者が限定されている旨を告げさせてはならない。
- 10 被告は、第三者をして、消費者に対して、株式を買い取る具体的予定がないのに、株式を買い取る旨を告げさせてはならない。
- 11 原告のその他の請求を棄却する。
- 12 訴訟費用は被告の負担とする。
- 13 この判決は、第1項から第10項に限り仮に執行することができる。

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第1 請求

###### 1 主位的請求

- (1) 被告は、消費者に対し、未公開株式（金融商品取引所に上場されていない株式であって、店頭売買有価証券又は取扱有価証券のいずれにも該当しない株式。以下同じ。）の購入を勧誘してはならない。
- (2) 主文3項ないし8項同旨

- (3) 被告は、第三者をして、消費者に対して、株式を購入できる者が限定されている旨を告げさせてはならない。
- (4) 被告は、第三者をして、消費者に対して、株式を買い取る旨を告げさせてはならない。

## 2 予備的に追加された請求

### 主文 2 項同旨

## 第 2 事案の概要

1 本件は、消費者契約法 13 条に基づき内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である原告が、被告が消費者に対して未公開株式の購入を勧誘するに際して同法 4 条 1 項又は 2 項にあたる行為をしたとして、同法 12 条 2 項本文に基づき、主位的に、未公開株式の購入を勧説することの差止めなどを求め、予備的追加的に、金融商品取引業をすることが法律上禁止されている者であることを告げずに未公開株式の勧説をすることの差止めを求める事案である。

## 2 請求原因

### (1) 当事者

ア 原告は、平成 19 年 1 月 25 日、消費者契約法 13 条に基づいて内閣総理大臣の認定を受け、平成 22 年 1 月 24 日、その有効期間の更新の認定を受けた適格消費者団体である。

イ 被告は、平成 18 年 7 月 7 日に設立された投資事業有限責任組合であり、投資事業として消費者と契約する場合には消費者契約法 2 条 2 項の事業者である。

### (2) 被告による勧説行為

ア(ア) 主位的請求のうち、第 1 の 1 の(1)の請求における主張（消費者契約法 4 条 1 項 1 号）

ア 被告は、金融商品取引業（金融商品取引法 2 条 8 項）の登録を受けていないにもかかわらず、消費者に対し、未公開株式の購入

を勧誘した。

未公開株式の取引については、未公開株式の価値の評価が極めて困難であり、公開される情報も少なく、一般投資家が当該会社の情報に接することも困難であることから、一般投資家が未公開株式の取引により不測の損害を被ることがないよう保護を徹底するため、金融商品取引業の登録を得た者でさえ、いわゆるグリーンシート銘柄（公正慣習規則第2号）を除いてその勧誘をすることが禁じられている。

まして、金融商品取引業の登録を受けていない無登録業者は、そもそも株式取引を営業として行うこと自体が金融商品取引法29条に違反する違法行為であって、刑罰をもって規制されている（金融商品取引法198条1号）。

このように法が無登録営業を禁じ、また、未公開株式の取引を原則禁止しているのは、取引まがいの詐欺的勧誘を防止するためであり、このような規制に反して無登録業者が未公開株式の取引の勧誘を行った場合には、当該未公開株式につき、その価値が適正に評価され、適正な価格や金融商品としてのリスク等について真実又は真正な事実が告げられて取引が行われるとはおよそ考えがたく、事実と異なることが告げられて詐欺的勧誘がされる可能性が極めて高い。

この点は、平成23年5月17日に成立した「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」により、金融商品取引法上、無登録業者が未公開株式の売り付け等を行った場合には、対象契約が原則無効とされたことからも明らかである。

よって、被告による未公開株式の勧誘は、当該未公開株式の適

正な価格という「重要事項」について客観的に真実に反しまたは真正ではない価格を告げて勧誘するものであり、消費者契約法4条1項1号にいう不実告知に該当する。

b また、被告は未公開株式についての知識のない一般消費者に対して、大鉄工業株式会社の未公開株式につき、1株当たりの純資産額が2506円に過ぎないにもかかわらず、1株あたり5万円という著しく高額な価格で売りつけている。このことからも明らかなように、被告は単なる無登録業者にとどまらず、取引に名を借りて、近時その被害が急増している未公開株詐欺商法を行っている詐欺集団なのである。

このように、詐欺集団である被告が行う未公開株式の購入勧誘は、不適正な価格での販売により利益を得る詐欺の手段として行われるものであって、被告により未公開株式が適正な価格で販売されることは全く考えられない。

したがって、仮に無登録業者の行う未公開株式の取引の勧誘の全てについて消費者契約法4条1項1号の不実告知に該当するとはいえないとしても、少なくとも現に未公開株詐欺商法を行っている被告が行う未公開株式の購入の勧誘については、その全てにおいて、当該未公開株式の適正な価格という「重要事項」について、客観的に真実に反し又は真正ではない価格を告げて行われるものであるということができ、被告が行う未公開株式の購入の勧誘はそれ自体が消費者契約法4条1項1号にいう不実告知に該当する。

c さらに、事業者の資格・能力は消費者契約法4条4項1号の「当該消費者契約の目的となるものの質」に含まれ、金融商品取引業の登録を受けていない無登録業者は、取引まがいの詐欺的勧誘を

防止するために、そもそも株式取引を営業として行うこと自体を禁じられているのであるから、金融商品取引業の登録の有無は消費者が当該未公開株式購入契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすものである。

無登録業者である被告は、株式取引を勧誘することにより、自らが金融商品取引業の登録を受けているという真実に反する事實を、当該消費者に、少なくとも默示的に告げている。

よって、被告による未公開株式の購入の勧誘は、金融商品取引業の登録の有無という「重要事項」について「事実と異なること」を告げて行われており、この意味でも消費者契約法4条1項1号にいう不実告知に該当する。

#### (イ) 予備的追加的請求における主張（消費者契約法4条2項）

被告が消費者に対して未公開株式を販売することを告げることは、未公開株式への投資の機会を与えることを告げることであるから、後記の「重要事項」に関連する事項に関して、未公開株式が入手できるという「消費者の利益となる旨を告げ」るものである。

そして、被告が内閣総理大臣の登録を受けておらず金融商品取引業を行うことが法律上禁止されている者であることは、つまり、被告が未公開株式について適法・適正な取引を行う資格・能力を有しないということであり、未公開株式について適法・適正な取引を行う資格・能力の有無という「重要事項」につき「消費者の不利益となる事実」に該当する。

したがって、被告の勧誘行為は、事業者の資格・能力という「重要事項」に関して、「消費者の利益となる旨を告げ」ながら、「消費者の不利益となる事実」を故意に告げず、消費者を誤認させるものであって、消費者契約法4条2項にいう不利益事実の不告知に該

当する。

イ その他の主位的請求における主張

(ア) 被告は、株式の購入を勧誘する際に、株式公開の具体的予定もないのに、株式公開される予定であると消費者に告げ、その内容を記載した文書・パンフレットを消費者に送付した。

被告によるこれらの行為は、株式公開の有無という重要事項について事実と異なることを告げて消費者を誤認させるものであって、消費者契約法4条1項1号にいう不実告知に該当する。

(イ) 被告は、株式の購入を勧誘する際に、株価が確実に上昇すると消費者に告げ、その内容を記載した文書・パンフレットを消費者に送付した。

被告によるこれらの行為は、変動が不確実な株価について断定的判断を提供して消費者を誤認させるものであって、消費者契約法4条1項2号にいう断定的判断の提供に該当する。

(ウ) 被告は株式の購入を勧誘する際に、第三者をして消費者に対し、株式公開の具体的予定がないのに株式公開される予定であると告げさせた。

被告によるこの行為は、消費者契約法4条1項1号にいう不実告知に該当する。

(エ) 被告は株式の購入を勧誘する際に、第三者をして消費者に対し、株価が確実に上昇すると告げさせた。

被告によるこの行為は、消費者契約法4条1項2号にいう断定的判断の提供に該当する。

(オ) 被告は株式の購入を勧誘する際に、第三者をして消費者に対し、株式を購入できる者が限定されていると告げさせた。

被告によるこの行為は、消費者に対して株式購入機会が希少であ

ると誤認させて、不適正な価格で株式を購入させようとする詐欺行為であって、消費者契約法4条1項1号にいう不実告知に該当する。

(カ) 被告は株式の購入を勧誘する際に、第三者をして消費者に対し、株式を買い取ると告げさせた。

被告によるこの行為は、消費者に対して当該株式の価値を誤認させて、不適正な価格で購入させようとする詐欺行為であって、消費者契約法4条1項1号にいう不実告知に該当する。

ウ 被告は今後も、上記ア及びイと同様の勧誘行為をするおそれがある。

### (3) 書面による事前の請求及び本件に係る訴えの提起

原告は、被告に対し、主位的請求に関して平成23年5月12日に、予備的追加的請求に関して同年9月15日に、消費者契約法41条に定める事項を記載した書面により差止請求をした。

上記各書面は、平成23年5月13日及び同年9月16日に、被告に到達した。

平成23年5月30日、原告は、主位的請求にかかる訴えを提起し、同年9月29日、予備的に請求を追加した。

## 第3 当裁判所の判断

1 被告は、適式の呼出しを受けながら本件口頭弁論期日に出頭しなかった。

被告は、第1回口頭弁論期日の前に答弁書を提出したが、訴訟費用の請求には応じられないと述べるもの、これという答弁はないとも述べる。

上記被告の答弁からすれば、訴訟費用の負担についてはともかく、請求原因事実について争うことを明らかにしないものと認められ、これを自白したものとみなすこととなる。

以下では、上記請求原因事実を前提に、消費者契約法上原告が差止めを求めることができる範囲について検討する。

2 主位的請求のうち、第1の1の(1)の請求について

被告が消費者に対して未公開株式の購入を勧誘する際に、当該未公開株式の客観的な価値と比較して著しく高額な対価を告げたことは、契約の目的たる未公開株式の価値という「重要事項」について、消費者契約法4条1項1号にいう不実告知をしたといえる。

また、第2の2(2)アアaで原告が主張する金融商品取引法の各規定及び同法改正の趣旨にかんがみれば、被告が金融商品取引業の登録を受けているか否かは、未公開株式の質に密接に関連する事項であるといえ、消費者契約法4条1項1号又は同条2項にいう「重要事項」にあたると解すべきところ、被告は消費者に対して未公開株式の購入を勧誘する際に、自己が金融商品取引業の登録を受けていないことを消費者に告げていない。

消費者契約法4条1項1号と同条2項の対象行為は、その規定の仕方からして、「重要事項」について積極的に告げるか否かで区別されるところ、被告は、消費者に対して自己が金融商品取引業の登録を受けていると積極的に告げたものではないので、被告の勧誘行為について消費者契約法4条1項1号は適用されないと解すべきである。

よって、主位的請求のうち第1の1の(1)の請求について、未公開株式の価値を「重要事項」とする観点からは、当該未公開株式の客観的な価値と比較して著しく高額な対価を告げる行為の差止めを求める限度で理由があるから認容し、金融商品取引業の登録の有無を「重要事項」とする観点からは、当該事項に関する被告の勧誘行為に消費者契約法4条1項1号は適用されないため棄却する。

### 3 予備的追加的請求について

消費者契約法4条2項で消費者の利益となる旨の告知の対象となる「重要事項に関する事項」とは、当該告知によって不利益事実が存在しないと消費者が誤認する程度に「重要事項」に密接に関わるものであることを要すると解すべきところ、金融商品取引業の登録を受けた者のみが適法に

株式を取引できることからすれば、消費者は、被告が未公開株式を販売すると告げることにより、被告が金融商品取引業の登録を受けていると誤認するといえるので、被告による上記告知は「重要事項に関連する事項」についての利益となる旨の告知といえる。

よって、被告が未公開株式を販売すると告げながら金融商品取引業の登録を受けていないことを告げないことは、消費者契約法4条2項にあたるといえ、原告の予備的追加的請求には理由があるからこれを認容する。

#### 4 その他の主位的請求について

原告がその他の主位的請求において主張する各勧誘行為については、消費者契約法4条1項1号又は同項2号にあたるといえる。

ただし、第1の1の(3)及び(4)の請求については、株式を購入できる者が限定されていること及び第三者が消費者から株式を買い取ることにつき、客観的事実と異なることではじめて消費者契約法4条1項1号の不実告知に該当するのであるから、その旨を明確にすべく限定を付すこととして当該各請求をその限度で認容することとし、その余の請求については全部を認容する。

#### 5 結論

以上によれば、主位的請求は上記2及び4記載の限度で理由があるから認容しその余は理由がないから棄却し、予備的追加的請求は理由があるから認容する。

京都地方裁判所第3民事部

裁判長裁判官 潤 華 聰 之

裁判官 奥 野 寿 則

裁判官 堀 田 喜 公 衣

これは正本である。

平成23年12月20日

京都地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 山本智

